
令和2年12月 宇美町議会定例会会議録（第2日）

令和2年12月8日（火曜日）

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 議案第57号 財産の取得について（内容 令和2年度感染症対策避難所用蓄電池等購入）
- 日程第2 議案第58号 財産の取得について（内容 令和2年度感染症対策簡易トイレ一式購入）
- 日程第3 議案第59号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について（内容 令和2年度桜原小学校校舎外壁等改修工事）
- 日程第4 議案第60号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について（内容 令和2年度宇美中学校体育館外壁等改修工事）
- 日程第5 議案第61号 宇美町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第62号 宇美町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び宇美町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第63号 宇美町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第64号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 発議第4号 町長の専決処分に関する条例について
- 日程第10 議案第65号 令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第66号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第67号 令和2年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第68号 令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第69号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第6号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第57号 財産の取得について（内容 令和2年度感染症対策避難所用蓄電池等購入）
- 日程第2 議案第58号 財産の取得について（内容 令和2年度感染症対策簡易トイレ一式購入）
- 日程第3 議案第59号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について（内容

令和2年度桜原小学校校舎外壁等改修工事)

日程第4 議案第60号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について (内容
令和2年度宇美中学校体育館外壁等改修工事)

日程第5 議案第61号 宇美町下水道条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第62号 宇美町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び宇美町後期
高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第63号 宇美町印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第64号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第9 発議第4号 町長の専決処分に関する条例について

日程第10 議案第65号 令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

日程第11 議案第66号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)

日程第12 議案第67号 令和2年度宇美町上水道事業会計補正予算 (第2号)

日程第13 議案第68号 令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算 (第
1号)

日程第14 議案第69号 令和2年度宇美町一般会計補正予算 (第6号)

出席議員 (13名)

1番 丸山 康夫	2番 平野 龍彦
3番 安川 繁典	4番 藤木 泰
5番 入江 政行	6番 吉原 秀信
8番 黒川 悟	9番 脇田 義政
10番 小林 征男	11番 飛賀 貴夫
12番 白水 英至	13番 南里 正秀
14番 古賀ひろ子	

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典

書記 太田 美和

書記 中山 直子

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	木原 忠	副町長	……………	高場 英信
教育長	……………	佐々木壮一朗	総務課長	……………	佐伯 剛美
危機管理課長	……………	藤木 義和	財政課長	……………	中西 敏光
まちづくり課長	……………	丸田 宏幸	税務課長	……………	江崎 浩二
会計課長	……………	瓦田 浩一	住民課長	……………	八島 勝行
健康福祉課長	……………	尾上 靖子	環境農林課長	……………	工藤 正人
管財課長	……………	矢野 量久	都市整備課長	……………	安川 忠行
上下水道課長	……………	藤井 則昭	学校教育課長	……………	原田 和幸
社会教育課長	……………	飯西 美咲	こどもみらい課長	……………	太田 一男
町制施行100周年事業推進事務局長	……………			……………	安川 茂伸

10時00分開議

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第2号をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第57号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、議案第57号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤木危機管理課長。

○危機管理課長（藤木義和君） おはようございます。危機管理課でございます。

それでは、御説明を申し上げます。

議案第57号 財産の取得について。

上記の議案を別紙のとおり提出する。令和2年12月7日提出、宇美町長木原忠。

1、取得備品の名称、令和2年度感染症対策避難所用蓄電池等購入。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、1,771万円（うち取引に係る消費税等の額161万円）。

4、契約の相手方、住所又は所在地、福岡市博多区那珂三丁目11番20号、商号又は名称、株式会社赤尾福岡支店、代表者の資格氏名、取締役支店長中川伸二。

提案理由でございますが、災害時における避難所での住環境等（換気対策、照明、情報収集機器等）の構成に当たり、電力供給が止まった場合の電気機器等の動力源とする関連機材を取得す

ることについて、宇美町町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ページをおめくりください。

参考資料といたしまして、議案第57号の概要でございます。

1、取得備品の内容、①避難所用蓄電池5台、電池容量は3.3キロワットでございます。その他の構成につきましては記載のとおりでございます。

②避難所用発電機（ガソリン式）8台、定格出力100ボルト、200ボルト、5.5キロワット、その他の規格については記載のとおりでございます。連続運転可能時間でございますが、15.8時間から6.1時間。

③避難所用発電機（カセットボンベ式）8台、定格出力でございますが、100ボルトの0.9キロワットアワー、連続運転可能時間は2.2時間から1.1時間、その他の項目については記載のとおりでございます。

2、工期、契約の効力の発生の日から令和3年3月の25日まで。

ページをおめくりください。

3、指名業者でございますが、4者を指名させていただいております。

株式会社赤尾福岡支店、キンパイ商事株式会社福岡支店、株式会社九州防災センター、日本乾溜工業株式会社福岡営業部となっております。

こちらにつきましては、防災関連機器等の取り扱いを行っている業者でございます。

4、財源、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただいております。

5、機器の写真をつけております。

リチウムイオン型の蓄電池及び発電機でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決をいただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号 財産の取得についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第58号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、議案第58号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤木危機管理課長。

○危機管理課長（藤木義和君） それでは、議案第58号について御説明を申し上げます。

議案第58号 財産の取得について。

上記の議案を別紙のとおり提出する。令和2年12月7日提出、宇美町長木原忠。

1、取得備品の名称、令和2年度感染症対策簡易トイレ一式購入。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、814万円（うち取引に係る消費税等の額74万円）。

4、契約の相手方、住所又は所在地、福岡市博多区那珂三丁目11番20号、商号又は名称、株式会社赤尾福岡支店、代表者資格氏名、取締役支店長中川伸二。

提案理由でございますが、災害時の避難所開設・運営に当たり、避難所運営ガイドラインに沿って感染症対策のため、簡易トイレ用品を取得することについて、宇美町町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ページをおめくりください。

参考資料といたしまして、議案第58号の概要をつけさせていただいております。

1、取得備品の内容でございます。

①ラップポン・トレッカー（簡易トイレ）30台でございます。

高齢者等の利用も考慮し、音声ガイダンス機能により使用状況を音声案内ができ、音声は消音から音量三段階の設定が可能となっております。寸法等につきましては、記載のとおりでございます。

②専用手すり30台、寸法については記載のとおりでございます。

③トイレ用テント30張、本体の生地につきましては、透け防止のため、シルバーコーティングをされております。形状・寸法等については、記載のとおりでございます。

④専用ハンディーバッテリー（リチウムイオン型）30個でございます。形状・寸法等については、記載のとおりでございます。

2、工期、契約の効力の発生の日から令和3年3月の25日まででございます。

ページをおめくりください。

3、指名業者、株式会社赤尾福岡支店、キンパイ商事株式会社福岡支店、株式会社九州防災センター、日本乾溜工業株式会社福岡営業部、4者となっております。

4、財源、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただいております。

5、機器の写真でございます。

左側が簡易トイレの一式、手すりをつけた状態の写真となっております。実際にトイレをお使いになるときのスペースとして、トイレ用のテントを記載をさせていただいております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。御審議の上、議決をいただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号 財産の取得についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第59号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、議案第59号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 失礼いたします。学校教育課より説明をさせていただきます。

議案第59号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について。

令和2年6月8日付議案第33号をもって議決された令和2年度桜原小学校校舎外壁等改修工事の工事請負契約締結に係る議決内容の一部を次のように改める。

令和2年12月7日、宇美町長木原忠。

2、請負契約額中、1億2,551万円を1億5,451万7,000円に改めるものでございます。

提案理由でございますが、令和2年度桜原小学校校舎外壁等改修工事を施工中のところ、防水改修工事、外壁改修工事、機械設備工事の増工等に伴いまして、工事請負契約の内容を一部変更する必要が生じたため、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入ります。資料1ページをお開き願います。

別紙参考資料といたしまして、議案第59号の概要を添付しております。

1、変更の概要は記載のとおり、請負契約額を増額するものでございます。

主な変更の概要につきましては、下表のとおり、工種の欄に記載しております①から④の4点となりますが、増額変更の主な理由といたしましては、②の外壁改修工事の施工数量の変更によるものでございます。

その要因といたしましては、桜原小学校につきましては、昭和57年度に建築されておりました、建築後38年を経過しております。校舎全体の外壁の損傷、これは、ひび割れ、あるいはモルタル浮き、特に日中の寒暖の差が激しい南面において非常に劣化が見受けられました。これが当初の見込み以上に多いことが分かりまして、それらを補修するための経費が当初以上のものになった次第でございます。

当初の設計段階におきましては、ひび割れ補修を中心に1階部分は近接での調査と2階以上につきましては、遠望目視での調査を行い、1階部の改修度合いを勘案した上で設計数量を計上しておりました。今回、外部に足場を設置し、近接調査を行ったところ、改修に必要な種別に見直しを行ったものが外壁改修工事における施工数量変更の主な要因となったものでございます。

資料3ページから4ページにかけまして校舎の配置図、立面図、数量、写真等を添付しておりますので、御参照ください。

続いて2ページをお願いいたします。

2ページには、工期及び工事請負人を記載しております。

本年度は、コロナ禍の影響によりまして夏季休業期間が短縮になったことなどから、当初の計画どおりとはなりませんでしたが、学校現場や施工業者、関係者の皆様の御協力によりまして、工事はおおむね完了いたしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第60号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第4、議案第60号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 続いて、学校教育課より説明をさせていただきます。

議案第60号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について。

令和2年6月8日付議案第34号をもって議決された令和2年度宇美中学校体育館外壁等改修工事の工事請負契約締結に係る議決内容の一部を次のように改める。

令和2年12月7日、宇美町長木原忠。

2、請負契約額中9,328万円を1億932万9,000円に改めるものでございます。

提案理由でございますが、令和2年度宇美中学校体育館外壁等改修工事を施工中のところ、屋根等改修工事、外壁改修工事、建具改修工事、電気設備工事の増工、内部トイレ工事の減工等に伴いまして、工事請負契約の内容を一部変更する必要が生じたため、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入ります。1ページをお開き願います。

別紙参考資料としまして、議案第60号の概要を添付しております。

1、変更の概要は記載のとおり、請負契約額を増額するものでございます。

主な変更の概要につきましては、下表のとおり、工種の欄に記載しております①から⑥の6点となります。増額の変更の主な理由につきましては、②の外壁改修工事におきまして施工数量の変更に伴うものでございます。

その要因といたしましては、この宇美中学校の体育館につきましては、昭和54年度に建築されておりまして、建築後41年が経過をいたしております。体育館全体の外壁の損傷が当初の見込み以上に多いことが分かり、それらを補修するための経費が当初の見込み以上になった次第でございます。

当初の設計段階では、桜原小学校同様に、ひび割れ補修を中心に1階部分は近接での調査と2階、いわゆる校舎の部分につきましては遠望目視での調査を行いまして、1階部の改修度合いを勘案した上で設計数量を計上しておりました。今回、足場を設置いたしまして近接調査を行ったところ、改修に必要な種別に見直しを行ったものが外壁改修工事における施工数量の変更になったものでございます。

資料3ページには、校舎の配置図、数量、写真等を添付しておりますので、後ほど御参照ください。

資料1ページの下段から2ページにかけては、工期及び工事請負人を記載しております。

桜原小学校同様に、学校現場や施工業者、また、関係者の皆様方の御協力によりまして、現在、年内の完成を目指して工事を進めているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第61号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第5、議案第61号 宇美町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤井上下水道課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） それでは、議案第61号について御説明いたします。

議案第61号 宇美町下水道条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出する。令和2年12月7日、宇美町長木原忠。

提案理由でございますが、下水道排水設備工事指定工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録の更新手続について定めるほか、所要の規定を整備する必要があるためでございます。

次の1ページ、2ページにつきましては、改正条例文となっております。3ページから5ページまでにつきましては、新旧対照表となっております。

説明につきましては、6ページの一部改正の概要書にて説明をさせていただきます。

今回の下水道条例の一部改正につきましては、1番目に、下水道排水設備工事指定工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録に関する手数料を見直し、それぞれの更新手続について現行の規則の規定を条例で規定するものでございます。

手数料の見直しにつきましては、糟屋地区内で統一した金額にし、また水道事業の指定給水装置工事事業者の申請手数料と整合性を図るものでございます。

1の(1)排水設備工事指定工事店でございますが、①指定の有効期間、②更新手続、③指定工事店証の交付につきましては、現在、規則で定めておりますが、手数料の改正に合わせて条例で規定するものでございます。

④手数料につきましては、新規で現行1,500円を5,000円に改正し、更新は5,000円を新設し、指定工事店証の交付は2,000円を新設するものでございます。

次に、(2)排水設備工事責任技術者でございますが、①登録の有効期間、②更新手続、③責任技術者証の交付につきましては、現在、規則で定めているものを条例で規定するものでございます。

④手数料につきましては、新規の場合、現行500円を廃止し、技術者証の交付2,000円を新設するものでございます。

2つ目の改正といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、延滞金の特例に関する規定について用語の整理を行うものでございます。

主なものとしまして、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改正するものでございます。

この条例の試行期日につきましては、令和3年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長(古賀ひろ子君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古賀ひろ子君) ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古賀ひろ子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第61号 宇美町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第62号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第6、議案第62号 宇美町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び宇美町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤井上下水道課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） それでは、議案第62号について御説明いたします。

議案第62号 宇美町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び宇美町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出する。令和2年12月7日、宇美町長木原忠。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の規定を整備する必要があるためでございます。

次の1ページは、改正条例文となっております。

第1条で、宇美町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正するもので、第2条で、宇美町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

2ページにつきましては、宇美町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の新旧対照表で、次の3ページをお願いいたします。

3ページにつきましては、宇美町後期高齢者医療に関する条例の新旧対照表となっております。

今回の二つの条例改正につきましては、延滞金の特例に関する規定中の用語を改正するもので、特例基準割合を延滞金特例基準割合へ改正することが主な内容でございます。

この条例の施行期日につきましては、令和3年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。——ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号 宇美町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び宇美町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第63号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第7、議案第63号 宇美町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） それでは、議案第63号について御説明をいたします。

議案第63号 宇美町印鑑条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由につきましては、コンビニ交付サービスの導入に伴い、印鑑登録証明の申請方法等について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

お手元の議案の1ページが条例改正文、2ページが新旧対照表でございます。

改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表で説明させていただきます。

この新旧対照表は、右側が現行、左側が改正案となっております。

左側の改正案のほうを御覧ください。

まず、第16条でございますが、第16条は、印鑑登録証明の申請について規定したものでございます。

コンビニ交付サービスの導入に伴い、第2項を新設するもので、印鑑登録をしている方で利用者証明用の電子証明書が記録された個人番号カードの交付を受けている方は、コンビニエンスストア等に設置されたキオスク端末、いわゆるマルチコピー機でございますが、これを介して印鑑登録証明を申請することができる旨を規定するものでございます。

なお、個人番号カードの交付を受ける際に、利用者証明用の電子証明書の記録が不要であるという申出をされた方が、コンビニ交付のサービスを利用する場合には、あらかじめ住民課の窓口で利用者証明用の電子証明書を記録する手続が必要となります。

次に、第17条の改正でございますが、現行の第17条は、原則として印鑑登録証を添付した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付する旨を規定し、印鑑登録証明の申請に際しては、印鑑登録証の添付を義務づけているところでございますが、コンビニ交付の場合は、印鑑登録証ではなく

個人番号カードを利用して申請の手続を行うこととなることから、実際の手続に合わせて申請が相当と認めるときは、印鑑登録証明書を交付すると改めるものでございます。

また、この改正に合わせて、第16条と第17条の見出しの文言を改めております。

最後に施行日でございますが、この条例は、コンビニ交付サービスを開始する令和3年2月1日から施行することとしております。

以上で御説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号 宇美町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第64号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第8、議案第64号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） それでは、議案第64号について御説明をいたします。

議案第64号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由につきましては、コンビニ交付サービスの導入に伴い、印鑑登録証明書及び住民票の写しの交付手数料等について所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

お手元の議案の1ページから6ページが条例の改正文、7ページから12ページが新旧対照表、13ページが参考資料となっております。

改正の内容につきましては、13ページの参考資料で説明させていただきます。13ページをお願いします。

宇美町手数料条例の一部を改正する条例について、この概要の資料でございます。

まず、1の条例改正の目的でございますが、冒頭の提案理由で申し上げましたとおりコンビニ交付サービスの導入に伴い、印鑑登録証明書及び住民票の写しの交付手数料を改正するものでございます。

次に、2の主な改正内容でございますが、印鑑登録証明書と住民票の写しの交付手数料について、①の表に記載しておりますとおり、窓口交付につきましては1枚当たり300円で、これまでと変更はございませんが、コンビニ交付サービスを利用する場合には1枚当たり250円とするものでございます。

また次、②の手数料徴収時期の例外として、コンビニ交付の場合は、利用者がコンビニエンスストア等で証明書の交付を受ける際に手数料を支払いますが、町への入金が後日となることから、交付の際に手数料を徴収したものとみなすための規定を定めております。

次に、3のその他の改正内容でございますが、その他の改正につきましては、改正箇所が多岐にわたっておりますが、全て文言を整理するもので取扱いに変更はございません。したがって説明は省略させていただきます。

最後に4の施行日でございますが、この条例は、コンビニ交付サービスを開始する令和3年2月1日から施行することとしております。

以上で御説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第4号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第9、発議第4号 町長の専決処分に関する条例についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。南里議員。

○13番（南里正秀君） 発議第4号 町長の専決処分に関する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和2年12月7日、宇美町議会議長古賀ひろ子殿。

提出者、南里正秀。賛成者、小林征男。

提案理由ですが、宇美町議会の権限に属する軽易な事項の中で、特に損害賠償額の決定及び和解について町長が専決処分を行うため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分の範囲を指定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由であります。

この条例につきましては、町長から議長に対して和解及び損害賠償の議決案件を一定の条件で専決処分ができるよう依頼があり、議会内で協議を行った結果、今回、条例を制定する流れとなっております。

次のページに条例案をつけておりますので御覧ください。

1号では、和解及び損害賠償の案件のうち、交通事故の場合120万円までの額であれば専決処分ができることとしております。

次の2号では、交通事故以外の案件の場合で50万円までの額であれば専決処分ができることとしております。

また、併せて3号では、専決処分をする案件の損害賠償に関わる補正予算も専決処分することができる旨の内容となっております。

損害賠償の案件については、迅速な対応を必要とする場合が多いと思われ、今回の条例を制定することでスムーズな和解ができるための一助になればと思っております。

参考に、平成26年度から現在まで19件の和解及び損害賠償の額の決定の議案が上がっており、今回のこの条例に照らし合わせますと、19件中うち16件が専決することができる内容となっております。

御賛同いただきますようお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

南里議員、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号 町長の専決処分に関する条例についてを採決いたします。本案を原案

のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第65号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第10、議案第65号 令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） それでは、議案第65号について御説明をさせていただきます。

議案第65号 令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、資料の1ページをお開きください。

令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ95万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,988万5,000円とするものでございます。

本補正予算につきましては、平成31年度の決算による繰越額の確定を中心として編成いたしました。

歳出から御説明いたします。

16ページ、17ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費98万5,000円の増額は、税制改正に伴う電算業務システムの改修に係る費用を増額するもので、これにつきましては、国庫補助の対象となっております。

次の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金3万1,000円の減額は、繰越金や事務費負担金の額の確定及び保険料の延滞繰越分の補正に伴う減額でございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。

12ページ、13ページをお開きください。

1款1項2目後期高齢者医療普通徴収保険料142万5,000円の増額は、9月末現在の普通徴収保険料の滞納繰越分の額に合わせて補正するものでございます。

次の3款1項1目一般会計繰入金23万円の減額は、歳出で御説明いたしました電算業務システムの改修及び広域連合納付金の額が確定したことに伴う補正でございます。

次の4款1項1目前年度繰越金は平成31年度の決算により、前年度繰越金の額が確定したことに伴い24万1,000円の減額を行っております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号 令和2年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第66号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第11、議案第66号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） それでは、議案第66号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ257万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,915万3,000円とするものでございます。

本補正予算につきましては、医療費返還に伴う諸収入の増額や新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免に伴う諸支出金の増額が主なものでございます。

それでは、歳出のほうから御説明いたします。

補正予算書の16ページ、17ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の4節共済費9万5,000円の増額は、共済組合の負担金の額の確

定によるものでございます。次の13節委託料は17万4,000円の増額となっておりますが、このうち002医療費適正化の電算共同処理事業委託料11万2,000円は、歳出6款の保険事業費からの組み替えによる増額でございます。

これにつきましては、当初予算編成時において、6款保健事業費に係る補助金の対象となることを想定し6款のほうに予算を計上しておりましたが、補助金の対象とならないことが判明したため、一般管理費のほうに組み替えるものでございます。

下段の3款4項1目過年度納付金分の19節負担金、補助及び交付金71万4,000円の増額は、平成31年度分の退職被保険者等事業費納付金の精算に伴うものでございます。

次の18、19ページをお開きください。

6款1項1目保健事業費の9節旅費の5万8,000円の増額は、会計年度任用職員の通勤方法の変更に伴うもので、11節需用費1万6,000円の減額は、印刷製本費の額の確定によるものでございます。

次の6款2項1目特定健康診査等事業費の13節委託料11万2,000円の減額は、先ほど1款で説明いたしました予算に組み替えたことによるものでございます。

次の8款1項1目一般被保険者保険税還付金及び還付加算金105万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免による還付金の増によるものでございます。なお、保険税の減免による還付金につきましては、10月の時点で当初予算額305万円を使い切ることが見込まれておりましたことから、急遽、予備費のほうから150万円を充用し対応しております。

これによりまして、予備費の予算残額が350万円となったため、年度末までの緊急の需要に備えて、次の10款1項1目の予備費を150万円増額するものでございます。

次の20ページ、21ページをお開きください。

歳出の最後でございますが、11款1項1目国民健康保険財政調整積立基金積立金89万1,000円の減額は、歳入歳出予算の収支を調節するため減額するものでございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。

12ページ、13ページをお開きください。

7款3項3目一般被保険者返納金257万2,000円の増額は、10月12日現在の医療費返還に伴う一般被保険者返納金の収入済額に合わせて増額するものでございます。

本補正予算の結果、令和2年度の形式収支見込額は6,498万2,000円の黒字となる見込みでございます。

最後になりますが、補正予算書の22、23ページに給与費明細書をおつけしております。

以上で御説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第67号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第12、議案第67号 令和2年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤井上下水道課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） それでは、議案第67号 令和2年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条で、収益的支出において既決予定額7億2,936万8,000円を28万3,000円増額補正いたしまして、7億2,965万1,000円とするものでございます。

第3条では、職員給与費を118万3,000円減額補正するものでございます。

予算書の4ページ、5ページをお願いいたします。

収益的収支の支出におきまして、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費1節給料から9節備消耗品におきましては、年度末までを見越しまして補正を行うものでございます。

2目配水及び給水費32節受水費140万円の増額につきましては、五ヶ山ダム水量分の用水

供給開始に伴いまして受水費を見直したものでございます。五ヶ山ダムの水量分につきましては、基本料金につきましては3年間100%減免、4年目、5年目は80%減免となりますが、管使用料につきましては減免がございませんので、今回、増額補正を行うものでございます。

3目総係費1節給料から5節法定福利費につきましては、4月の人事異動に伴い、給料などの整理を行うものでございます。

今回の補正予算により6,074万2,000円余の純利益が見込まれ、今年度末の資金残高は2億9,222万円余となる見込みでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第67号 令和2年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第68号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第13、議案第68号 令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤井上下水道課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） それでは、議案第68号 令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条で収益的収支の収入において既決予定額10億954万3,000円を16万4,000円増額補正いたしまして10億970万7,000円に、支出で既決予定額8億7,494万6,000円を72万8,000円減額補正いたしまして8億7,421万8,000円とするものでございます。

第3条では、給与費を72万8,000円減額補正するものでございます。

予算書の4ページ、5ページをお願いいたします。

収益的収支の収入におきまして、1款下水道事業収益3項特別利益1目特別利益16万4,000円は、流域下水道維持管理負担金2月、3月分の精算に伴う返還金を計上しているものでございます。

次に、支出に移りまして1款下水道事業費用1項営業費用3目総係費1節給料から5節法定福利費は、4月の人事異動などに伴い、各施設の補正を行うものでございます。

今回の補正予算により、1億3,688万7,000円余の純利益が見込まれまして、今年度末の資金残高は3,845万円余となる見込みでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的収入及び支出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第68号 令和2年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

ただいまから11時10分まで休憩に入ります。

10時56分休憩

.....

11時10分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第14. 議案第69号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第14、議案第69号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） それでは、議案第69号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第6号）の説明をさせていただきます。

予算書1ページをお開き願います。

令和2年度宇美町一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ2億9,439万2,000円を追加し、予算総額を169億8,008万8,000円とするものです。

補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症に伴う追加支援事業費や感染防止対策事業費、防災対策事業費をはじめ、ふるさと宇美町応援寄附事業費、特定教育・保育施設整備事業費、公園管理・整備事業費や前年度交付された国・県支出金の精算による返還金などの増額、そのほか令和2年度決算を見通しての人件費の調整、各事務・事業費の減額整理をするものです。

また、第2条で繰越明許費の補正、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正を併せて提案をしております。

なお、各款にわたる人件費の補正につきましては、説明を割愛させていただきますことを御了承いただきたいと思います。

歳出から説明をさせていただきますが、令和2年12月議会議案資料綴を配付しております。補正予算の事業内容を記載しておりますので、御参照ください。

それでは、32ページ、33ページをお開き願います。

1款議会費1項議会費1目議会費、2番目の議会運営経費の費用弁償、普通旅費は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった全国町村議長研修会など、合計で37万5,000円減額をしています。

34、35ページをお願いします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、中段の人事秘書関係経費では、執行残の見込みで普通旅費25万円、町長交際費20万円減額しています。また、職員採用時健康診断手数料や私人等災害補償費保険料、公務災害補償費保険料は、執行残の減額整理などを行っています。

その下の福利厚生・職員研修費、36、37ページをお願いいたします。ストレスチェック業務委託料も執行残により3万3,000円の減額、次の各種委員会費も執行残による法務専門調査職員報酬3万8,000円減額整理をしています。

2目文書広報費、文書管理費は、廃棄文書単価の増により、廃棄文書裁断運搬処理業務委託料

19万7,000円増額しています。

5目財産管理費、庁舎維持管理費では、不足が見込まれる庁舎修繕料60万円、庁舎電話料53万1,000円を増額、契約確定によりエレベーター保守業務委託料3万1,000円の減額、庁舎維持補修工事請負費は、庁舎外壁屋上防水改修工事の執行残1,261万7,000円減額しています。

公有財産管理費は、町有地売払収入の増額に伴い、土地取引あっせん手数料68万円増額しています。

6目企画費ふるさと宇美町応援寄附事業費では、会計年度任用職員報酬など不用額の整理のほか、38、39ページをお願いします。ふるさと宇美町応援寄附金額が3億3,000万円程度になることを想定し、不足が見込まれる郵便料115万5,000円、広告料316万5,000円、クレジット決済手数料7万円9,000円、関連システム利用手数料228万1,000円、運営代行手数料6,666万6,000円それぞれ増額をしております。

7目電子計算費、情報システム共同化事業費、電算システム改修業務委託料142万円の増額は、制度改正に伴い、宇美町、志免町、須恵町にて利用している自治体クラウドサービスについて改修をするもので、なお、この経費は国の2分の1補助となっております。

8目自治振興費、地域コミュニティ支援事業費は、交付金額確定により地域コミュニティ交付金19万3,000円減額、その下の共働のまちづくり推進事業費も、補助金額確定により共働事業提案制度補助金31万7,000円減額しております。

19目緊急経済対策費は、新型コロナウイルス感染症に伴う町独自の支援策として実施した小規模事業者応援給付金給付事業が終了したことに伴い、小規模事業者応援給付金1,450万円など減額整理、次の国の緊急経済対策の特別定額給付金給付事業費も、事業終了に伴い会計年度任用職員報酬353万8,000円の減額のほか、40、41ページをお願いいたします。郵便料141万5,000円、電算関係業務委託料748万1,000円、特別定額給付金100万円など減額整理しています。

その下、町独自の支援策として実施した休業要請協力店舗等協力金給付事業費も、事業終了により休業要請協力店舗等協力金390万円など減額整理しております。

次の飲食店宅配サービス等支援事業費は、町独自の追加支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内飲食事業者が協力して飲食店の利用促進を図るための事業に対し支援するもので、飲食店利用促進事業費補助金650万円増額しております。

21目施設環境対策費、庁舎内感染防止対策事業費は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに個人番号カードの普及を推進するため、交付窓口の環境を整備するもので、統合端末導入業務委託料17万4,000円、カードプリンタ導入業務委託料14万9,000円増額、交

付窓口カウンターを設置するため庁舎改修工事請負費162万4,000円増額、42、43ページをお願いいたします。統合端末等を購入するため機械器具費257万5,000円増額しております。

保育園内感染防止対策事業費は、他の補助金を活用したため保育備品購入費21万8,000円減額、学校内感染防止対策事業費は、学校における新型コロナウイルス感染防止を徹底するため小中学校の普通教室の環境整備をするもので、保健衛生備品購入費968万円増額しております。

地域交流センター感染防止対策事業費は、契約確定により排煙窓改修工事請負費105万6,000円減額しております。

次の確定申告会場感染防止対策事業費は、令和3年2月に開設する確定申告特設会場において新型コロナウイルス感染拡大防止に必要な体制、環境を整備するもので、消耗品費は、デスクパーティション、非接触型体温計など購入費7万7,000円の増額、事前電話予約制に変更する通知の郵便料16万8,000円、広報折込手数料2万6,000円、確定申告相談予約コールセンター業務委託料218万7,000円増額しております。なお、この事業は地方創生臨時交付金を活用いたします。

中央公民館・住民福祉センター感染防止対策事業費は、施設利用に際し、新しい生活様式に対応するため、中央公民館等網戸設置工事請負費338万8,000円増額しております。

2項徴税费1目税務総務費、44、45ページをお願いいたします。税務事務関係経費、過誤納税金還付金・還付加算金は、会計年度が終了した法人町民税の予定納税に対する還付金が不足するため、376万1,000円増額しております。

2目賦課徴収費、一番下、収納経費は、緊急に土地家屋2件の購買を行う可能性があるため、鑑定業務委託料33万円増額しております。

46、47ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、2番目の戸籍住民基本台帳管理費は、個人番号カードの普及促進に向けて交付体制の充実を図るため、会計年度任用職員報酬137万5,000円など増額しております。この経費につきましては、国の10分の10補助となっております。

また、執行額確定により電算システム構築業務委託料11万円、戸籍クラウドシステム利用料19万7,000円減額しております。

48、49ページをお願いいたします。

2段目の6項監査委員費1目監査委員費、監査事務関係経費の費用弁償、普通旅費は、コロナウイルスの影響により監査委員研修が中止となり、合計で21万4,000円減額しております。

50、51ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費、中段の4目障害者福祉費、障害児施設給付事業費は、前年度国・県支出金返還金を計1,801万5,000円計上しております。

次の障害者自立支援給付事業費におきましても、前年度国・県支出金返還金を計258万2,000円計上、さらに次の障害者医療給付事業費も、前年度国・県支出金返還金を計1,017万9,000円計上しております。

障害者地域生活支援給付事業費では、聴覚障がい者の方が感染症に罹患したときや、被災時における遠隔手話通訳の環境を整備するため、貸出し用タブレット等を購入するもので、モバイルバッテリー等消耗品費11万円、電話料4万4,000円、52、53ページをお願いいたします、手話通訳者用パーティション等庁用器具費22万7,000円、遠隔手話通訳貸出し用タブレット5台分として情報機器購入費31万8,000円計上しております。この経費は国・県の補助金を活用し実施いたします。

地域活動支援センター受入体制強化等補助金5万3,000円増額は、地域活動支援センターにおいて新型コロナウイルス感染症防止対策に対する補助金です。この経費も国・県の補助金を活用いたします。

地域生活支援給付費は、新型コロナウイルス感染拡大による利用者数、利用時間数の減少のため、244万5,000円減額しています。

医療的ケア児等在宅レスパイト事業助成金54万円の増額は、在宅の医療的ケアが必要な障がい児等の看護や介護者に対し支援を行うもので、県の2分の1補助となっております。その下、前年度国・県支出金返還金を計41万円計上しております。

5目高齢者福祉費、高齢者福祉事業費は、執行残見込みにより宇美町老人クラブ連合会補助金7万円、宇美町単位老人クラブ補助金19万9,000円、敬老祝金28万円減額しております。

6目高齢者福祉施設費、老人福祉センター運営経費も執行残見込額の減額整理をする一方、緊急修繕で不足が見込まれるため、修繕料7万2,000円増額をしております。

7目介護保険事業費、介護予防事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響により講座等を中止したことに伴い、44万5,000円減額補正をしております。

54、55ページをお願いいたします。

8目後期高齢者医療費、後期高齢者医療関係経費は、福岡県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金額の確定に伴い、3,317万7,000円増額しております。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金23万2,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合事務費負担金額の確定により121万7,000円減額する一方で、令和2年度高齢者医療制度見直しに対応するため、後期高齢者医療保険システム改修事業費補助金98万5,000円増額するものです。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども医療支援経費は、コロナウイルス感染症の流行に伴う病院の受診控え等により医療費が減少する見込みのため、子ども医療費1,000万円減額しております。

子育て世帯臨時特別給付金給付事業費は、公務員の申請期間が9月30日で一旦終了したため整理するもので、会計年度任用職員報酬31万円減額のほか、56、57ページをお願いします。電算関係業務委託料24万7,000円、子育て世帯臨時特別給付金574万円減額しております。

次の子育て世帯応援給付金給付事業費も、公務員の申請期間が一旦終了したため整理するもので、印刷製本費8万2,000円の減額のほか、子育て世帯応援給付金311万5,000円減額しております。

4目子育て支援事業費、放課後児童健全育成事業費は、不足が見込まれる緊急修繕料として10万円の増額、放課後児童クラブ運営業務委託料は、コロナウイルス感染症対策として、臨時開所分の執行額確定により197万1,000円減額、また前年度国・県支出金返還金を計71万2,000円計上しております。

子育て支援関係経費は、子ども・子育て支援条例パンフレット作成のため、印刷製本費5万4,000円の増額、58、59ページをお願いします。託児業務委託料は、コロナウイルスの影響により事業や講座中止に伴い50万8,000円減額しております。

幼児教育無償化事業費は、令和元年10月から実施された幼児教育の無償化に係る必要経費で、今年度も引き続き交付対象となり予算化するもので、時間外勤務手当140万円、消耗品費72万1,000円、郵便料20万円など増額しており県の100%補助となっております。また前年度県支出金返還金546万6,000円計上しております。

5目保育園費、町立保育園運営経費は、保育士と人数の実績により給食材料購入費200万円減額をしております。60、61ページをお願いいたします。特定教育・保育施設運営経費は、前年度国・県支出金返還金を計1,485万3,000円計上しています。

次の特定教育・保育施設整備事業費では、火災により半分以上焼失した宇美八幡宮保育園に対して国の補助事業を活用し改築するに当たり、その経費を補助基準に基づき補助するもので、保育所等整備事業費補助金1億5,204万7,000円計上しております。この補助金は、国2分の1、町4分の1の補助となっております。届出保育施設等事業費は、前年度国・県支出金返還金、計115万1,000円計上しています。

6目児童福祉施設費、こども教育総合支援センター管理費では、コロナウイルス感染症の影響により使用料が減少したことに伴い、電気代100万円、水道代25万円など減額する一方、不足が見込まれる施設修繕料50万円を増額しております。

62、63ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、母子衛生事業費は、新型コロナウイルス感染症防止により密を避けるため健康診査の回数を増やしたことに伴い、乳幼児健診謝礼金14万5,000円増額、乳幼児個別健康診査業務委託料は、コロナウイルス感染症の影響により集団の乳幼児健康診査が実施できなくなった場合に、町内医療機関に健康診査を委託するため498万2,000円増額しております。なお、この経費は国の2分の1の補助となっております。また、前年度国・県支出金返還金を合計で249万8,000円計上しております。

64、65ページをお願いいたします。

3目予防費、予防接種事業費は、インフルエンザ予防接種の増加が見込まれるため、予診票印刷製本費1万8,000円増額のほか、不足が見込まれるため風疹予防接種事務手数料1万2,000円、風疹抗体検査事務手数料9万3,000円、個別予防接種業務委託料12万7,000円の増額、高齢者インフルエンザ予防接種業務委託料は、福岡県インフルエンザ定期接種自己負担額支援金交付の効果等による接種者の増加を見込み483万4,000円の増額、抗体検査業務委託料の風疹抗体検査実施者が増加しているため130万7,000円増額しております。

2項清掃費1目清掃総務費、清掃事務関係経費は、公用車の走行不能等に伴い公用車が不足するため、公用車リース料の3か月分として10万4,000円増額しております。

2目美化推進費、美化推進事業費では、ガソリン単価の値下げ等により21万円の減額、66、67ページをお願いします。傷害保険料は、6月のラブアース中止に伴い18万円9,000円減額しております。

3目塵芥処理費、最終処分場運営経費は、最終処分場浸出水施設の電力会社変更等に伴い45万円減額しております。

68、69ページをお願いいたします。

6款農林水産業費1項農業費の中段の農業振興費、農業振興事業費は、執行額の確定に伴い、宇美町農業振興推進事業費補助金50万3,000円減額、宇美町経営所得安定対策推進事業補助金10万5,000円減額、宇美町水利組合助成金1万円減額をしております。

宇美町農業経営基盤強化促進事業流動化助成金は、高齢化や営農継続困難により、借手農家の契約面積が増加したことなどに伴い89万円増額しております。

5目農地費、農業基盤保全事業費、平地ダム周辺等清掃等業務委託料35万2,000円の減額は、執行額確定による減額補正です。

少し飛びまして、70、71、72、73、74、75ページ中段をお願いいたします。

8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費、道路橋りょう関係経費は、負担金額

確定により福岡県道路協会負担金4万7,000円減額をしております。

2目道路橋りょう維持費、道路橋りょう維持管理費は、執行残の見込みで草刈業務委託料40万8,000円の減額、道路等維持補修業務委託料は、草刈りや伐採等の要望が増加し業務増となり200万円増額しております。

橋りょう補修工事委託料は、黒橋の損傷度合いが想定よりも進んでいなかったため、補修範囲や仮設計画を見直したことにより3,000万円減額しております。

道路維持補修工事請負費250万円の増額は、町道宇美～新原線、大名坂踏切の前後間の舗装の老朽化が著しいため、舗装打換工事を行うものです。

橋りょう維持補修工事請負費は、JR九州との協議の結果、黒橋橋面舗装打換工事が昼間施工になったことに伴い500万円減額補正をしております。76、77ページをお願いいたします。急傾斜地崩壊対策工事請負費は、新田原地区急傾斜地崩壊危険区域の指定変更により1,600万円増額しています。

物件移転補償金は、町道炭焼～新田原線狭あい道路拡幅工事に伴う物件移転補償費を補償工事にて対応することになり1,000万円減額しております。

3項河川費1目河川総務費、河川管理費は、負担金額の確定により福岡県河川協会負担金4万4,000円減額しています。

5項都市計画費5目公園費、公園管理・整備事業費、公園整備工事請負費（単独）4,200万円の増額は、一本松公園（猫石側）トイレ改修工事に併せ、防犯カメラ設置等の周辺整備に伴い200万円の増額、及び貴船公園ののり面部分から落石が発生したため、のり面崩壊防止対策工事を緊急自然災害防止対策事業債を活用し実施するため4,000万円増額するものです。

公園整備工事請負費（補助）は、防災・安全社会資本整備交付金の交付決定に伴い200万円減額しております。

78、79ページをお願いいたします。

6項住宅費1目住宅管理費、町営住宅維持管理費は、町営住宅の緊急修繕対応分として修繕料を90万1,000円増額しております。

80、81ページをお願いいたします。

9款消防費1項消防費2目非常備消防費、消防団活動支援事業費は、額の確定により消防団員退職報償金83万8,000円の減額、新型コロナウイルス感染症の影響により消防団幹部研修を中止したため、研修旅費23万5,000円の減額のほか、執行額確定により伝統技術梯子傷害保険料5万7,000円、福岡県消防協会消防団福祉共済掛金負担金5万4,000円など減額整理を行っております。

4目防災対策費、防災対策事業費の防災気象情報システム管理業務委託料は、複数の関係会社

を調査し交渉を行った結果、新たなシステム構築が不要となり316万9,000円の減額、備蓄倉庫整備工事請負費は、建築物健全度調査を行ったところ、経年劣化による屋根等の機能不備等が判明したため879万円増額しております。この工事費は地方創生臨時交付金を活用いたします。

備品購入費は、災害時の避難所施設での感染防止のため備品整備を追加するもので、機械器具費265万7,000円は、感染症対策避難所用投光器購入、防災備品費744万3,000円は、同じく避難所用敷マット、簡易テントなど購入するものです。

82、83ページをお願いいたします。

10款教育費1項教育総務費3目教育支援事業費、学校教育推進事業費は、契約額確定に伴い、外国語指導助手業務委託料243万6,000円減額しております。

1つ飛ばしまして、保健・安全対策事業費は、負担金額確定により、小・中学校日本スポーツ振興センター掛金負担金、合計4万5,000円減額整理をしております。

2項小学校費1目学校管理費、宇美小学校管理費は、新型コロナウイルス感染防止の観点から水泳授業の実施を中止したため、光熱水費、水道代116万2,000円の減額、修繕料は外壁等の修繕に伴い50万円の枠出し計上をしております。学校整備工事請負費は、受変電設備のケーブルの劣化による入替え工事のため74万4,000円増額しております。

宇美東小学校管理費は、84、85ページをお願いいたします。水泳授業中止により水道代81万8,000円減額、次の原田小学校管理費においても同様の理由による水道代83万円減額、桜原小学校管理費においても水道代83万9,000円の減額、修繕料は、緊急修繕に伴う50万円の枠出し計上をしております。井野小学校管理費においても水道代94万6,000円の減額、校舎3階多目的ホール屋根防水改修に伴う学校整備工事請負費116万1,000円増額をしております。

学校管理関係経費は、水泳授業の中止により小学校プール水質検査料15万5,000円の減額など、保健衛生備品購入費は、学校におけるさらなる新型コロナウイルス感染症対策を講じるためトイレ用自動水洗、冷風機購入費583万円増額をしております。なお、この経費は国の2分の1の補助となっております。

4目施設整備費、桜原小学校施設整備費では、来年度発注予定の体育館外壁等改修工事に伴い、設計内容の一部変更及び適正な労務単価入替え等に伴い、設計業務委託料112万9,000円増額をしております。

86、87ページをお願いいたします。

3項中学校費1目学校管理費、宇美中学校管理費は、中学校についても水泳授業の実施を中止したため、水道代130万7,000円の減額、修繕料は枠出しで50万円の増額、薬品廃棄物

収集運搬手数料は、理科室内に授業で使用し長年保管していた廃医薬品の処分に伴い83万6,000円増額をしております。

宇美東中学校管理費の光熱水費電気代は、執行見込額により60万円の減額、水道代87万4,000円減額をしております。宇美南中学校管理費も同様、電気代60万減額、水道代66万3,000円減額をしております。

次の学校管理関係経費は、小学校費と同じくプール水質検査手数料9万円減額、保健衛生備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対策を講じるためトイレ用自動水洗、冷風機購入費667万円増額をしております。なお、この経費は国の2分の1の補助となっております。

2目教育振興費、宇美中学校教育振興費は、キャリア教育研究発表会を中止したため、研究紀要印刷製本費10万円減額、研究発表会案内郵便料4万2,000円減額をしております。

88、89ページをお願いいたします。

6項社会教育費1目社会教育総務費、中段の成人式事業費は、通常の記念写真をウェブアルバムに変更するため、印刷製本費21万5,000円減額し、成人式写真撮影等業務委託料21万7,000円増額の予算組替えを行っております。

社会教育関係経費は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、コピー機使用料が不足するため3万7,000円の増額、負担金額確定により糟屋地区の社会教育振興会負担金25万円減額をしております。

2目青少年教育費関係団体等支援事業費も、補助金額確定により宇美町青少年育成町民会議運営補助金23万3,000円減額しております。

90、91ページをお願いいたします。

2段目の4目公民館費、中央公民館事業費も執行額を見越し、講師謝礼金18万2,000円の減額、中央公民館・住民福祉センター管理費も執行額を見越し、光熱水費、電気代60万円減額、契約確定により建築設備定期報告業務委託料10万7,000円など減額しております。

宇美町立中央公民館等Wi-Fi整備業務委託料は、今年度構築する遠隔講座システムや電子図書館システム等の利用に際し、中央公民館及び地域交流センター内におけるWi-Fi環境を整備するため、517万8,000円増額をしております。

1つ飛ばしまして6目社会教育施設費、地域交流センター管理費は執行額を見越し、電気代47万5,000円、水道代12万2,000円など減額をしております。

92、93ページをお願いします。

中段の7項保健体育費2目体育施設費、総合スポーツ公園管理費以下、原の前スポーツ公園、宇美南町民センター、94、95ページ、武道館、その他体育施設管理費は、執行残等を見越し、減額整理をしております。

体育施設関係経費は、リモート環境整備に伴うインターネット回線容量変更に伴う通信運搬費 9,000円増額しております。

3目学校給食費、小学校給食運営費は、小学校備品等緊急修繕料55万円増額をしております。96、97ページをお願いします。

12款公債費1項公債費では、本年度の支払額確定により、1目元金を473万円減額、2目利子を446万3,000円減額をしております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

16ページ、17ページをお開き願います。

1款町税は、調定額の見直し等により、1項町民税362万1,000円減額、2項固定資産税を1,685万8,000円増額、3項軽自動車税を213万7,000円増額、5項旧法による税12万円増額しております。

18、19ページをお願いいたします。

11款分担金及び負担金2項負担金3目民生費負担金、保育園負担金では、保護者の収入や所得税額の減額により保育料の階層が下がったことに伴い、民間保育園保育料1,144万1,000円減額、民間保育園延長保育料54万4,000円減額などを行っております。

12款使用料及び手数料1項使用料1目民生使用料、こども教育総合支援センター使用料は、多目的ホール等使用料6万6,000円減額、2目総務使用料、行政財産使用料では、公園使用料を18万8,000円増額しております。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金、障害者福祉費負担金は、歳出の増に伴い施設給付費負担金160万9,000円増額、臨時特別給付金負担金は、逆に歳出の減によりまして子育て世帯への臨時特別給付金負担金651万1,000円減額をしております。

20、21ページをお願いします。

2項国庫補助金1目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、交付金の交付見込みから狭あい道路整備等促進事業交付金500万円減額、防災・安全社会資本整備交付金は、交付金額の確定により公園施設長寿命化対策支援事業交付金200万円減額、道路メンテナンス事業費補助金も補助金額の確定により、橋りょう補修事業補助金を1,925万減額しております。

2目総務費国庫補助金、戸籍住民基本台帳費補助金は、個人番号カードの普及促進に伴う必要経費に対する補助金として、個人番号カード関連事務費補助金166万円増額しており、国から10分の10の補助となっております。

特別定額給付金給付事業費補助金は、本事業費が確定したことにより事業費補助金100万円、事務費補助金1,410万9,000円減額しております。

3目民生費国庫補助金、障害者福祉費補助金は、歳出の減により障害者地域生活支援給付費補

助金63万1,000円減額、その下の障害者総合支援事業費補助金は、地域活動支援センターにおける新型コロナウイルス感染防止対策に伴う補助金として2万6,000円増額をしております。

地域子ども・子育て支援事業費補助金は、歳出の減により放課後児童健全育成事業費補助金46万5,000円減額をしております。

次の児童福祉施設費補助金、保育所等整備交付金は、宇美八幡宮保育園改築に係る補助金として1億136万5,000円計上しております。この補助金は国の2分の1の補助となっております。

高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、後期高齢者医療保険システム改修事業費補助金19万6,000円の増額は、令和2年度高齢者医療制度見直しに伴うシステム改修に対する国の補助金です。

4目衛生費国庫補助金、母子衛生事業費補助金は、新型コロナウイルスの影響により町内の医療機関と契約し、個別に乳幼児健康診査を行う経費に対する国の補助金で、乳幼児健康診査個別実施支援事業費補助金249万円増額をしております。この補助金は国の2分の1の補助となっております。

22、23ページをお願いいたします。

7目商工費国庫補助金、商工業振興費補助金は、前年度執行額の確定により、前年度プレミアム付商品券事業費補助金53万2,000円増額しています。

9目教育費国庫補助金、教育振興費補助金は、新型コロナウイルス感染拡大対策として購入する備品に対する国の補助金で、学校保健特別対策事業費補助金625万円増額しています。この補助金は国の2分の1の補助となっております。

学校施設環境改善交付金、小・中学校公立学校情報機器整備費補助金は、インターネット環境のない家庭等に対しWi-Fiルーターの貸与を行うため購入する経費に対し国の補助対象となったため、計197万7,000円増額をしております。

14款県支出金2項県補助金1目土木費県補助金、道路橋りょう維持費補助金は、新田原地区急傾斜地崩壊危険区域の指定変更による歳出の増により、急傾斜地崩壊対策事業補助金750万円増額しています。

3目民生費県補助金、障害者福祉費補助金は、国庫補助金と同様に歳出の減により障害者地域生活支援給付費補助金67万1,000円減額。障害者総合支援事業費補助金66万8,000円の増額は、遠隔手話通訳サービス環境整備事業に対する県補助金65万5,000円及び地域活動支援センターにおける新型コロナウイルス感染防止対策に伴う県補助金1万3,000円の増額です。

その下の医療的ケア児在宅レスパイト事業費補助金27万円の増額は、歳出の医療的ケア児等

在宅レスパイト事業助成金に対する県補助金で2分の1の補助となっております。

高齢者福祉費補助金、高齢者社会活動推進等事業費補助金は、老人クラブ連合会及び単位老人クラブ補助金の減により11万4,000円減額をしております。

子ども医療費支給事業費補助金、医療費補助金は、歳出の減により500万円減額しております。

地域子ども・子育て支援事業費補助金、放課後児童健全育成事業費補助金は、国庫補助金と同じく歳出の減により46万5,000円減額、幼児教育無償化実施円滑化事業費補助金238万1,000円の増額は、令和元年10月から実施された幼児教育の無償化に係る必要経費に対し交付されるもので、県の100%補助となっております。

子育て支援事業費補助金は、歳出の減により放課後児童クラブ利用料減免事業費補助金28万7,000円減額をしております。

24、25ページをお願いします。

5目農林水産業費県補助金、農業振興費補助金は、交付決定に伴い経営所得安全対策推進事業費補助金10万5,000円減額をしております。

15款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入、土地建物貸付収入は、町有地貸付収入96万3,000円増額しております。

2項財産売払収入1目不動産売払収入、町有地売払収入は、土地売払収入の増により1,761万円増額をしております。

16款寄附金1項寄附金3目ふるさと宇美町応援寄附金では、町長指定事業寄附金を2,700万円増額、子育て・教育環境整備事業応援寄附金を7,900万円増額、健康増進・福祉の充実事業応援寄附金を1,050万円増額、26、27ページをお願いします。自然環境の利活用・都市基盤の整備事業応援寄附金を1,350万円増額し、合計で1億3,000万円の増額を行っており予算総額を3億3,000万円といたしております。

17款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金5,561万円の増額は、本補正予算の財源とするため基金の取崩しを行うものです。

2目農業振興事業費財政基金繰入金50万4,000円の減額は、基金充当事業費の減に伴うものです。

庁舎建設等基金繰入金1,260万円の減額は、庁舎外壁屋上防水改修工事完了に伴い、基金充当額を減額するものです。

19款諸収入7項雑入7目給食事業収入、保育園給食費は、歳出の減により町立保育園職員給食費個人負担金200万円減額をしております。

8目雑入、総務管理雑入は、7月の大雨及び9月の台風10号による全国町村会災害対策費用

保険金190万7,000円の増額、庁舎改修工事に伴う庁舎光熱費（業者負担分）を12万8,000円増額、林業雑入は、送電線下接近樹木伐採補償費21万3,000円の増額、消防雑入は、額の確定により消防団員等退職報償金83万8,000円減額しております。

28、29ページをお願いいたします。

20款町債1項町債1目土木債、公共事業等債は、それぞれ事業費の確定により減額するもので、狭あい道路整備等促進事業を450万円、橋りょう補修事業を1,420万円、公園施設長寿命化対策支援事業180万円をそれぞれ減額しております。

緊急自然災害防止対策事業債は、新田原地区急傾斜地崩壊危険区域への指定変更による増額補正に併せ急傾斜地崩壊対策事業を850万円増額、貴船公園用地法面崩壊防止対策事業は、起債充当率が100%となりますので4,000万円を計上するものです。

次に、6ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正は追加3件の提案を行うもので、6款農林水産業費1項農業費、事業名が上角堰修繕事業で金額を330万円と定めるもの、2件目は8款土木費2項道路橋りょう費、事業名が新田原地区急傾斜地崩壊対策工事で金額を2,940万円と定めるもの、3件目で同じく8款土木費5項都市計画費、事業名が貴船公園用地法面崩壊防止対策工事で金額を4,000万円と定めるものです。

右側7ページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正では、令和2・3年度庁舎トイレ等改修工事、期間を令和2年度から令和3年度まで、限度額を4,919万2,000円とするものです。

次の8ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正。

1、変更は2件で限度額を変更するものです。1件目は、公共事業等債1億1,310万円を9,260万円に、緊急自然災害防止対策事業債2,620万円を7,470万円に変更するものです。

最後に、予算書の最後になりますが、98、99ページに、今回の補正に係る給与費明細書を掲載しております。御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりました。

ただいまから13時まで休憩に入ります。

11時59分休憩

.....
13時00分再開

[9番 脇田義政君 早退]

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入と歳出に区別の上、歳出は適宜こちらのほうで指示いたし、歳入一括、最後に総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。

それでは、歳出、1款会議費から2款総務費まで、32ページから49ページまで質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 1番、丸山です。

まず、37ページから39ページにかけて、ふるさと納税応援寄附金の事業のことについてお尋ねしたいと思っております。

全員協議会から私もちょっと宇美八幡宮の火災に遭った件で、ふるさと納税応援寄附金の項目を、ぜひ、このふるさと納税応援寄附金の中に入れてみてはどうですかと言っていましたら、早速、今日、フェイスブックページにこれが上がっておりまして非常にうれしく思っております。

今、見たら、10件シェアされているんです。ありがたいことだなというふうに思っておりますが、それは非常にありがたいと。

この広告費についてちょっとお尋ねしたいんですけども、316万5,000円についてですが、この説明文読んでいますと、楽天のところ、楽天でお歳暮等の広告打ち出すということなんですけども、ほかに、それはそれでいいんですが、ほかに例えばさとふるとかANAとかふるなびとかあるんですけど、ほかのところのサイトでの広告を打つとかそういった面は考えていないんですか。この楽天1本で広告はやろうと考えているのか、まず、そこをお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） それぞれのサイトにおきまして、適宜広告等の相談をさせていただいているところですが、キャンペーン的なものをやられてあるというところが楽天ぐらいしか今ないんです。

さとふるとかANAとかにも何らかの方法で宇美町を目立つようにできませんかという御相談をしているんですけども、なかなかその辺りが対応していただけていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私、フェイスブックよく見るんですけども、さとふるのふるさと納税の広告がよく出るんです。一番最初に宇美町のあまおうが上がってくるんです。何か特殊なお願いとかしてあるんですか。どうでしょう、その辺の取組というのはどうなっていますか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） さとふるに関しましても、あまおうが大変好調です。宇美町の屋台骨といってもいいぐらいかもしれないんですけども、これらにつきまして、当然、様々なお願いをしている中、寄附件数が伸びたことにより、さとふるが独自にそういった広告を展開していただいているというのが実情でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） あと、広告で1つ気になったのが、直接ふるさと納税応援寄附金じゃないんですけども、宇美町のPR動画ですね、フェイスブックで多分広告を出してあります。多分この影響だろうと思うんですけども、ユーチューブの再生回数が、今日見たら2万1,000件行っていました。ほかのいろんな動画アップされている中では伸びが非常に良く、目標とする10万回の再生にも届いていくんじゃないかと期待しているんですけども。

例えばこのPR動画とふるさと納税応援寄附金をうまくリンクさせることはできないかなど。例えば広告を打つ際にふるさと納税のリンク先を貼り付けるなどしておけば、PR動画を見ていただいた人がふるさと納税のページに、宇美町のホームページですね、飛んでいける。なかなか、ホームページにアップしているから、そこに行くというのは難しいんですが、そういった工夫がいろんな工夫です、そういったのをぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、ちなみに、あのPR動画は幾ら広告費がかかったんでしょうか、分かります、非常に安いと思っておりますけど、どうでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 広告については2種類やっています。1つは、開いたときに最初に5秒程度の広告が入るパターンと、もう1つは、ユーチューブを開いた時点で右上にそういった御案内があるようなものやっていますが、それぞれが7万5,000円というところでございます。（発言する者あり）

フェイスブック、リンクを貼る。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） フェイスブックの広告です、宇美町役場がフェイスブックに出した広告です、PR動画の広告です、何十秒かの広告出してありましたけど、その金額を聞いているんです

が。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 大変失礼しました。

それらもろもろを含めて7万5,000円というところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 同じ39ページなんですけど、小規模事業者応援寄附金、これ1,450万円減額されているんですよ。確かに事業は終わったと期日が迫りましたんで、それは分かるんですけど、今、全国第3波が来まして、大変感染者が伸びております。死亡者も重症者も爆増している状態なんですけれども、この第3波に関しまして、こういったのを拡充しながらやっていくというのは、もう一回こっきりで終わってしまったら、私、駄目だと思っているんですけども、落とさないでさらに拡充してやっていくような方向性は見いだせないでしょうか。いかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 議員おっしゃる件ですね、私も危惧してまして、そのような検討は、これまでも重ねてきたところでございます。拡充ということも決して、今、コロナがもうはっきりどうなるというのが分からない状況ですので、そういった拡充ということも決して見送っているわけではございません。今後のコロナの動向を確かめながら、一旦このような整理をさせていただいているものの、また改めてということも当然あり得るところでございます。

ただ、この小規模事業者に関しましては、3月から6月までの間に一月単位で前年比30%以下に売上げが落ちている、収入が減っているという方を原則対象としてやってきております。

今回、それらをやった場合、同じ業者さんに集中するというようなことも若干不安視しているところございまして、そのようなことから、今、大変苦しい思いされてあるという飲食業者さんです、この辺りを対象として今般も計上させていただいておりますが、違う角度からの支援に取り組んでいるというのが現状でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） そこで、この小規模事業者応援給付金事業、もともと予定していた対象者の人数、そして、実際に申請された人数、件数ですね、その辺りはどうなっていますか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 想定件数に関しましては872件、実際に申請し、交付となった方は727件、83.37%ということになっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ちょっとその上の段に戻りますけれども、共働のまちづくり推進事業で今回31万7,000円減額がなされていますが、やはり町民の共働をすすめる上で提案型の事業を募ってそこに対する補助金を出すということでやっておりましたが、これ何で落とすのかと、もう提案はないんですか。

それと併せて、何件ぐらいどのような、今回は申請があつて受託されたのか。そこまで併せて答えていただけたらと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 今回のといいますか、令和2年度におきます共働事業、提案事業に該当しましたのは3者。今年は3年目ということになります。いろいろな情報等を発信していただいているうみっとさん、こちらが8万円、それから、子どもの居場所等をつくる、そういったこともあります。いろいろな食を通じて子どもたちを育てていく、お友達を育てていこうというところでのうみ手伝い隊に10万円、それから農業体験を通じて、これ世代いろいろな方、全ての方を対象としてそういったコミュニティの形成といいますか人間、いろいろな方の育成とかそういったことに観点を置いて取り組まれてあるうみ・ふれあい農園さん、こちらが10万2,296円ということになっております。

今回、減額補正しましたのは、予算60万円に対して、この申請があつた額を除いた額を減額したわけですが、今年2回募集をかけまして、その中で応じていただいた方々にこの事業をお願いしたということになるわけですが、今般、12月になるに当たりまして、この後、期間が大変短いということから、もっともっと増やしたいという思いもあつたんですけれども、今般はこれでいうところで減額補正をさせていただいたというところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 予算の執行率が50%以下になってしまったというのは、私はちょっと残念な気持ちがあるんですけれども、2回募集したというのは分かりますけれども、そういったまちづくり団体をきちんと育てていこうとか、ぜひ使ってくださいとこのお金がありますからとかそういったPR、あるいは団体を育てていこうとする取組、そこら辺が十分に行われているのかどうかというのが非常に気になるところなんですけれども、どんなことやられましたか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 主にこの周知については、広報、ホームページ、フェイスブック等を活用して行っているところですが、さらにもう1つ、こういったものはボランティア団体さんに向いているのではないかとということで、ふみらぼから情報を発信し、ボランティア団体さんに投げかけているところでございます。

そのような中で、団体名はちょっとここでは申し上げませんが、1者に対して何とかやれませんかということで必要書類の作成まで含めてかなり踏み込んでお話もしたんですけども、諸事情により見送られたという事例はございます。

こういった相談がございました際には丁寧に対応しているというところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひしっかり進めていただいて、せっかく組んだ予算がしっかり執行できるようにまた団体の育成等にも力を入れていただきたいなと思っていますけれども、次に参りますが、先ほどの関連としまして、休業要請、次の41ページです、休業要請協力、協力店舗等協力金390万円落ちていますが、これが予定の、さっきと同じように予定していた業者数と申請してお金を受け取られた業者数、また、どのような周知活動を行ったのか、この3つについて併せてで結構です、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） こちらの支援に関しましては、想定件数100件に対し申請、認定をした方が61人で61%ということになります。

この周知に関しましては、御案内のチラシを全戸配布するという形でさせていただいたところですよ。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ここが本題になってくるんですけども、その同じページです、41ページ。飲食店宅配サービス等支援事業の650万円についてお尋ねします。

この650万円です、クーポン券等を発行してということなんです。今、受けていただく業者さん、ここは多分、宇美飲食店組合さん、このたび立ち上がったと思いますけども、そこに加盟している店舗数が、今24からもうちょっと増えているかもしれないですね、そのぐらいだと思います。

幾らそこに対して支出するかということ考えた際に150万円プラスの20店舗で100万円、250万円から多くて300万円ぐらいじゃないかなと。そこは、受けていただけると私は思っているんです。ただ、ほかの業者、あるいは仲間うちで飲食店さんがグループを使ってこの事業を推進しよう。果たしてそこがあるのかどうかというのを非常に心配しています。

せっかく予算を組んだのに、その執行率が50%を切ってしまうのは、私、この予算、あんまり、あんまりとは言いません、受けていただいたところにはそれなりのメリットというのがあると思っっているんですけども、執行率がやはり50%を切ったら非常にまずいんじゃないかな

いかなという気がしておりますが、この辺の見解、展望、どのように考えてありますか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 丸山議員が言われるとおりに、飲食店組合さんは多分応じていただけるだろうというふうに思っております。飲食店組合さんと意見交換等もしております。そういう中で、現在宇美町にございます飲食店がおおよそ70店舗ということから、この飲食店組合さん自らのお考えでその全てに連絡を取られてあります。取られた中で、現在30を超えたというふうに伺っています。

この制度等ですね、飲食店組合のお考えに賛同されて一緒にやっっていこうという方が30ぐらいと、その飲食店組合さんとお話をする中で、当然、ほかの団体さんが応じることもあり得るんですけども、いずれにしても飲食店組合を設立した趣旨等を鑑みて、何度も何度もそういったお話、勧誘をされたらどうですかというようなこともお話ししていますし、また、飲食店組合に入らなければ、このチラシに載せることができないという考え方ではなく、まずは、そういった関係性を築くことから始まるということも視野に入れていただきたいというようなお話をしているところです。

なお、今般、今回の補正を議決いただきましたら、詳しい内容を飲食店組合にお話しする。当然、これについてもチラシの配布とか全戸やるんですけども、そういった内容をお話しして町からの補助があると、現時点では町からの補助があるという言い方は、チラシ、このチラシ作戦に関して町から補助があるという言い方は飲食店組合、当然できませんので、そのような勧誘の仕方もできるのではないかとこのところ、また、お話をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひ、30とは言わず、多くの方々がこの事業に賛同していただいて、結果、飲食店組合が規模が大きく、一緒にやっっていこう、一緒に盛り上げていこうとする方々が飲食店組合にどんどん加盟していただいて、事業展開できていくように持って行っていただきたいなと思っているんですが、気になるのは、これきちんとした要綱というのはあるんですか。つくっているんでしょうか、要綱を。私、要綱等をきちんと整備した上でお話しすべきであるし、その要綱は、もしつくっていたら、私たちには何も見せてもらえていないです。どうですか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 要綱は、当然整備しております。告示に関しましては、この議決をいただいてからということにしておりますので、現状、そういうふうな状況でございます。

なお、要綱等に載せます内容は、これまで常任委員会、それから全員協議会で報告をさせてい

いただいた内容、それが、そのまま載るようなイメージでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） きちんと要綱案ぐらいやはりきちんと提示していただいて、その中身について意見を取るぐらいのことはやっていただけたらなと思っております。

ぜひ、そういったことに気をつけていただきたいと思っているんですけども、私、これうまくいって30店舗、今の段階で。30店舗であったとしても執行率50%を切るんです。300万しかいないです。

この運用をちょっと見直してはどうかと、今の段階で30件しか賛同していただけないということは、やはりメリットであったり日頃の業務に追われて、あるいは、いろんな感染対策も行いながらやっていただいている中で、やはりメリット、自分がしっかり動いて労力も払ってこの事業に参加するところちょっと乏しいんじゃないかなという気がしています。

さきの宅配サービスで800万予算を組んでいて、これも多分1件しか受けていないでしょう。400万余っているんですよ。そこの運用も含めてもうちょっと例えば1件当たり5万円とするんじゃないかと、そこを今拡大して、もうちょっとこれに賛同しやすく一緒に動きやすい体制をつくるべきではないかなと思っております。

そこはね、当初の考えを柔軟的にやって、せっかく組んだ予算が余らないように、余らせてしまったら非常にもったいないんです。実際、何軒か潰れているんです、飲食店が。そういったことをもう二度と出さないと、宇美町から出さないとという思いがやはり伝わっていくように、この運用をもうちょっと見直していただいて、例えば150万あればかなりの広告とか打てると思いますけれども、1軒当たりのクーポン、この金額を増額すると、そこに町の町費を入れ込むというような取組をしていくと、もうちょっと賛同する人たちも増えていくんじゃないかなと思いますが、そういったお考えありませんか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 現段階では、何団体応募してくるかというのがまだ確定しておりませんので、明確な回答はしかねますが、ただ、議員が言われるとおり、もう少し予算の範囲内ということになりますが、そういった対応をしてもいいんじゃないかということ、実はもうまちづくり課のほうで検討を始めているところでございます。

ただ、現時点では2団体、3団体、結局70者が何らかの形でこれを希望されれば現有予算ということになりますので、対応も難しいんですが、その辺りは予算の残額を見ながらということで既に検討を始めているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひ柔軟な運用を行っていただいて、本当に飲食店組合さんがこの苦境を乗り切れるように最大限のサポートをしていただきたいなど、柔軟にやってください、ぜひ、よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

次に、3款民生費から4款衛生費まで、50ページから67ページまで質疑のある方はどうぞ。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 55、57、61とちょっと続けて質問させていただきます。

55、57の資料の一覧の5ページで説明、質問したほうがいいかなと思っていますが、子ども医療費支援経費1,000万、これ減額されているわけですけども、この新型コロナウイルス感染症の流行に伴う病院の受診控え等により医療費が減少する見込みとなっているんだけど、この見込みというのは、何か根拠となる調査とか資料とかそういうのがあってこういった減額がされたのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（古賀ひろ子君） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 失礼いたします。

この子ども医療費の減額につきましては、資料にも書いておりますが、4月、5月頃から子どもさんの病院の受診控えが原因だと思いますが、利用状況がぐっと減って、その後についても例年よりも低く推移しているというような現状がございますので、このまま年度末を見据えたところで、多少ちょっと上に振れたとしても予算が足らなくなる程度の減額を行っております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 今お聞きしたのは、何か見込みを出す前出すときに何か根拠となるやつが必ずあるでしょう。それは、その病院からのその日の何か状況を聞いたのか、何に基づいてこういった減額になったのかというのを、資料が何かないと何か基本となるベースがないと多分こういった見込みができないと思うんですけども、何かあるんですか基になるベースになるものが。

○議長（古賀ひろ子君） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 病院からのヒアリングとかそういったことではございませんが、実績として病院からの医療費の請求額の積上げとして、12月の補正予算の算定段階では、前年度と比較してかなり減額になっていると、あと、今後の冬の期間ですね、これが例年どおり医療費が使われたとしても年度末までの費用が不足しないように配慮しながら減額をさせてもらっております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 同じ資料の5ページなんですけども、子育て世帯臨時特別給付金給付事業と、その下のこれもちょっと同じような状況なんで一緒に質問しますけど、子育て世帯応援給付金給付事業、上のが650万9,000円、下が325万9,000円減額になっているんですけど、理由が子育て世帯応援給付金の支給対象者である子育て世帯の臨時特別給付の公務員の申請期間が令和2年9月30日で一旦終了したため、やむを得ない事情による申請50人分を見込みを減額したと。

やむを得なくという何かちょっとあまり私理解できないんですけども、9月30日でもし切れるんですけど、再度その通知をするべきであるし、やはり周知に徹底すれば、こういったやむを得なくというような言葉は出てこないと思うんですけど、そのやむを得なくってどういう事情なんですか、ちょっと聞かせてください。これ上と下と一緒にですから理由が。

○議長（古賀ひろ子君） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） この子育て世帯臨時特別給付金と、それから子育て世帯応援給付金です。これにつきましては、初めのほうの臨時特別給付金については国の事業と。これ児童手当を受給されている世帯について、子どもさん1人に対して1万円、それから児童手当が民間企業の方については町のほうの事業として児童手当を支給していますが、公務員についてはその事業所が主体となって手当を支給していると。

民間の方については、全て町のほうで把握できておりますので、こちらのほうが通知を出して、それに対しての申請をしていただくというふうになっておりますが、公務員の方につきましては、どなたが公務員であって、子どもさん手当どうしているというところを町の方では把握できておりませんので、御本人からの申請を待つしかないという状況でございます。

やむを得ない事情による申請がない分につきましては、具体的に、そのやむを得ない事情については何ともちょっと申し上げにくいところはございますが、例えば御本人の主義で申請されない方もありまじょうし、何らかの事情で入院されてあるとかそういったことで手続が遅延すると、そういったことも考えられますが、そういった方々が期限、年度内になります、までに申請手続をされた場合に備えて50人分を残して減額補正しているという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 公務員の方でいろいろいらっしゃいますけど、町の職員さんは地方公務員で、町が算段されると思います。例えば警察官それから消防士それと教職員の方は、多分これは県の管轄になってきているものなんですけど、それが把握ができなかったというのは何か私どうしても考えられないんですけども。

公務員の方に、宇美町に住んであるんでしたら、そこにいらっしゃるんでしたら職員も分かっ

ているし、県に尋ねれば必然的に分かってくると思うんだけど、それをやらなかったというのもどうも考え、おかしいんだけど。

町の職員の方については把握できたから案内を出したということですよ。ことですよ今言われたの違います、もう一度ちょっと答弁をお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 失礼します。

ちょっと町の職員が例に出ましたが、町の職員に対して子育て応援給付金の事務を所管する立場としての周知じゃなくて、事業所の従業員に対する周知という立場で総務課のほうから、その件については周知されております。

どういうふうに、例えば警察官であったり教職員とか、そういった方々についてもそれぞれの事業所のほうから確実に御本人に対しての周知はなされているものと思われまので、それに対して重ねて町のほうからやるということはないということではやっております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 次の質問ですけども、事業一覧の6ページ、これ、61ページになるんだけど、特定教育・保育施設整備の中で、この宇美八幡宮の保育園が火災に遭いました。それで、ここに計上1億5,000万の計上をされています。町の出し分というか、補助をするのが5,000万と。これ一般財源から、今これ一般財源補正出されているんですけど、例えばこれ起債をするとか、例えば応援寄附金も今年は、来年度ですか3億超えになるということで、こういった起債及び応援寄附金を活用できないのかと思っておりますけども、その辺はどうなんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 太田こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（太田一男君） 議員おっしゃっています保育所と整備事業費の1億5,200万円のうちの町の持ち出しが5,000万ということにつきましては、町事業費、いわゆるふるさと宇美町応援寄附金により支援を今現在お願いしているところでございます。既にまちづくり課のほうでホームページとSNSのほうに掲載をしていただいて、もう既に着手をしているという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） それで、ちょっと最後にお聞きしたいんですけども、これ、保育園として火災保険をかけられていると思うんですけども、その火災保険が出たのか、その火災保険が出た場合、そのお金についてはどういった流れになっていくのかというのは把握されていますか。

○議長（古賀ひろ子君） 太田課長。

○こどもみらい課長（太田一男君） あそこは子安会といたしまして、社会福祉法人が経営してある

団体でございます。火災保険をかけてあるということは聞いております。ただ、幾らかというの
はちょっと聞き及んでおりません。

ただ、社会福祉法人が頂きます火災保険につきましては、今度の事業費の一部として利用する、
補助事業の経費として見るんじゃないなくて、自分の持ち出し分から見えていいという話になっており
ますので、どう言いますか事業費の一部として火災保険を充当するんじゃないなくて、個人、事
業主さんの負担の部分で見ていいよということになっておりますので、そういった取扱いをさせ
ていただいております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 入江議員に関連してなんですけど、私はちょっとうれしかったんです。今
日フェイスブック見ましたら、宇美町役場で宇美八幡宮の火災消失に伴う町の財源、これ、ぜひ
ふるさと納税応援寄附金、新しく項目をつくりますので、ぜひそこをお願いしますというような
趣旨のページが出ていました。今の段階、18時間ぐらいたって10人ぐらいシェアしていただ
いているんです。非常に関心が高い事項だろうなということを感じています。

これ、ぜひ1回じゃなくて、何回も何回もぜひ12月の間は繰り返しこの寄附金応援するのと、
併せてやはりさっきの広告ですよ。フェイスブック広告。こういったのでもやるし、やはりもう
一点気になっているのは、総合戦略の中にまちづくり課のツイート数を月20回とかという項目
も指標の中であったんです。ツイッターがほとんど更新されていないような状況なんで、いろん
なSNS媒体も通じながらどんどん広告をしながら、この寄附金が伸びるように。できたら、こ
の5,000万が全部寄附金で賄えるぐらいになったら本当にありがたいなということを感じて
いますけれども、そういったのの取組もうちょっとバージョンアップできませんか、どうでしょ
うか。

○議長（古賀ひろ子君） 太田課長。

○こどもみらい課長（太田一男君） この事業費につきましては、令和2年度事業という形になり
ますので、令和2年度以内に頂いた支援という形での受け入れになります。

議員おっしゃいます周知方法については、まちづくり課のほうともちょっと協議をさせていた
だきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 併せて、これは町の町費じゃないんですけれども、宇美八幡宮の持ち出し
がやはり4分の1と5,000万円かかってくると。宇美八幡宮が羽ぶりがいいのかどうか分か
りませんが、こういったところもたしかクラウドファンディングに着手したということも
お聞きしているんですけれども、やはり、宇美町の貴船保育園も宇美八幡宮保育園の経営になっ
ていますので、そうした経営が危ぶまれると非常に心苦しいものもありますし、不安でもありま

す。

宇美八幡宮が取り組まれているどのようなものに取り組んであるのか、その辺りもちょっと教えていただけたらと思いますけど、いかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 太田課長。

○こどもみらい課長（太田一男君） 子安会さんにつきましては、既に募金の御案内という文書と一緒に郵便局の振込用紙をもって募集をされてあります、募金の活動を始められております。そういった中で、宇美八幡宮の前には看板を立てられて募金活動を始めたということは聞いております。

それと併せまして、町のほうからもクラウドファンディングといたしましてインターネット上の募金箱みたいなものになるんですけども、そういったのに取りかかれなにかということで、既に町のほうから子安会さんの方へは提案をさせていただいております。

現在、まだ取りかかってはおられませんけども、町としましてもお手伝いをしまして取りかかっていたらいいような形まで進めてまいりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ちょっと戻りまして、53ページなんですけど、額は小さいんですけども高齢者福祉事業費です。老人クラブ連合会の補助金は7万円減額と単位老人クラブの補助金が19万9,000円減額になっています。

普通に考えると、これだけ高齢者が増えてきている中で、老人クラブのこれは加入者が減っているのかなと、コロナとかもあつたんで加入が減るとするのは致し方ない面もありますけども、何でこれだけ減額しているのか、その要因について教えていただけませんか。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 減額の要因でございまして先ほどおっしゃいましたとおり、1つは、この補助金は老人クラブ連合会に加入している単位老人クラブと老人クラブ連合会そのものに対して支払っているものでございまして、その単位老人クラブのクラブ数が減っております。

予算としましては、31年度の実績ということで17クラブの予定で当初予算組んでおりましたけれど、実際、令和2年度13クラブに減っております。それに伴いまして、会員数も641人の予定でございましたけれど457名と減少していることによる補助金の減額ということでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） これだけ高齢化が急激に進んでいる宇美町に4つの単位クラブが減るとするのは、これ何ですか。その理由を担当課としてきちんと把握しておられますか、どうでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 把握していることとしましては、やはり、その連合、老人クラブの連合会としてではなく、その連合会に加入せずにサークル活動等のような形で自由に活動したいというところもございました。あと、役員が回ってくるのが嫌だということもあったようです。

しかし、単位老人クラブをこの老人クラブ連合会に入らないという理由をきちんと申告してくださいというシステムではございませんので、会長等から聞いたところによる話ということで、そういう理由があるようでございます。

また、これは担当課の見解でございますが、やはり老人クラブ60歳から加入できるようになっているわけなんですけど、やはり仕事をお持ちの方70歳過ぎてもお仕事を持っていच्छやる方もいच्छやいますし、あと趣味の多様化、そういったところが減少の要因ではないかと、そういうふうに分析しております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） このコロナというのは影響しているとお考えですか、どうでしょう減った原因。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） やはり今年度、例えば老人センターのふれあい祭りは町が実施をしているわけでございますけれど、老人クラブの役員が実行委員会に入って、やはり高齢者が集まる場所で活動のPRにもなるところでありますけれど、そのふれあい祭りも実施されなかった。

あとグランドゴルフ大会に関しましても縮小というところで実施されておりますので、そういうPRの場がなかったというところ、あと、やはり外出の自粛というところで規模が縮小されたというところはあるかと思っておりますけれど、それがコロナがクラブ数の減少につながったかどうかというのは、ちょっと分からないところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。次に、6款農林水産費から9款消防費まで、68ページから81ページまで、質疑のある方はどうぞ。――ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。次に、10款教育費から12款公債費まで、82ページから97ページまで、質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 83ページです。中段、学校支援事業で会計年度任用職員の報酬が480万減っているんです。まず、この要因を教えてくださいませんか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） それでは、学校教育課よりお答えさせていただきます。

この学校支援事業費の中の会計年度任用職員として、月給で雇う方については当初予算におきまして、各学校に配置いたします特別支援教育の支援員、これが1校当たり2名で8校で16名、そのほか、学力向上支援員等と合わせまして22名の採用を予定しておりましたけれども、実際に、今、学校のほうに配当で来ているのが16名でございまして、6名がいまだ任用ができていない状況となっています。

ホームページやハローワーク等で募集を行っておりますけれども、なかなか応募がないということで、今回は4月から9月分に関わる経費を減額をさせていただいているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 当初予定していた方が集まらなかったということなんでしょうけど、集まらないで済ませていただいているのは非常に困るんです。これだけのことをきちんと学校に対して支援しますと当初予算できちんと組んだ。しかし集まらなかったと。これ集まらなかったで済ませてもらってもやはりいけないと思っています。

何とかして6人、当初予算で上げた人数、学校にきちんと配置して教職員の負担軽減であったり、そういったところを結びつけないと働き方改革も何もなくなると思うんです。

何が足りなかったと思いますか、集まらなかったところで。そこを明らかにしていただかないと次の年も集まりませんよ、結局。どうでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） まず、今年度を迎えるに当たりまして、1つには、今、学校自体が非常に講師等を含めて教員が不足しているという状況がございまして。

そうした中で、昨年度までこの会計年度職員、昨年までは嘱託職員でございましたが、嘱託職員として勤務についていた方が今年度は県の講師登録で特別支援教育の担任についていただいたと、そういった要因で一部不足が生じた例もございました。

併せて8月に補正予算計上させていただきましたが、新たに学習支援員、それからスクールサポートスタッフといったものも学校に配置することになりました。

現在、この学習支援員については7名、スクールサポートスタッフについては8名任用して学校のほうに派遣をさせていただいています。

そうした中で、当初予定しておりました会計年度については、先ほど話したように6名充当できていない部分がございますけれども、しっかり制度等を利用しながら学校の方には支援を行っているところでございます。

ただ、この6名について任用できなかったことについては、ちょっと私どもの努力が不足して

いるところもありますので、今後、また広報等でもしっかり周知しながら、年度末にかけてもし一人でも採用できるようなことがございましたら入れていきたいというふうに思っていますし、もし、どなたかお知り合いの方等いらっしゃいましたら御紹介いただければと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） これ予算落としておいて紹介もへったくれもないと思うんですけど、ちゃんと残っているんですか。何人か分は残しているとかというのはあるんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 先ほど御説明させていただいたように、6名分、4月から9月分、任用できなかった分について減額させていただいていますので、この後、もし候補者がいれば、もう、一人でも多く任用してまいりたいというふうに思っています。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。歳出の質疑を終結します。

次に、歳入一括質疑に入ります。

16ページから29ページまで、質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 17ページの法人町民税が3,641万7,000円減っていることについてちょっとお尋ねしたいんです。これ1割以上減っているんです。非常にこれは大丈夫なのかなというふうな気がしているんですけども、まずこの減った要因、何で予算に対して1割以上減ってしまったのか、その辺りはどう分析しておられますか。

○議長（古賀ひろ子君） 江崎税務課長。

○税務課長（江崎浩二君） 法人町民税について税務課より回答させていただきます。

これ調定額がありまして、それに対して収納率が掛けまして、それから、それが予算額という形になるんですけど、今回の補正については、調定額の落ち込みということで減額補正をしております。

既に6か月の実績が出ていますけれど、当初の見込みに比べましてマイナスで89万3,136円の減が出ております。この要因はということになると、まだ分析をしないと分からないところありますけれど、コロナによる状況というのは出ているんじゃないかと思えます。これは、歳出の中で予算還付が発生してきていますので、予定納税に対して決算が減ったというところが見られています。

また、国の中で法人企業統計調査10月時点の最終情報で経常利益の減少率が37.5%が国で見込まれていると、そのことをこれから先の6か月の中に反映させていくと最終的には当初調定と見込調定で行きますと、当初調定の0.87ということマイナス13%を今の時点では見

込むべきじゃないかということで、今回、減額補正をさせていただいたというところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

歳入の質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。11番、飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 2点ほどお聞きさせていただきます。

まず、学校教育課のほうにお尋ねいたしますけども、昨年、町内に町内小中学校全てにエアコンが設置されました。今年度からエアコンが本格的に稼働されましたが、今年度はコロナ禍の影響等により夏休みが短縮され授業が行われましたけども、このときに換気をしながらエアコンを稼働させた状況でエアコンを稼働しておりましたけども、相当エアコンに負担がかかったんじゃないかなと推測されます。

その上で、電気代は当初予算、予定したよりどのくらい大幅に減少したのか、増減です。それをちょっとお聞きしたいんですけども、よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 今、お話がありましたように、今年、コロナ禍の影響によりまして夏休みを短縮して学校、子どもたち登校をしました。実質、夏休み期間中に15日間登校することになりました。

お話がありましたように、当町におきましては、昨年度、町議会の御支援をいただきまして小中学校の普通教室並びに特別教室にエアコンを設置させていただきました。小学校では、今年の7月から中学校についても8月から運用のほうを開始させていただいています。

おかげで、今年はコロナの感染防止に加えまして熱中症も心配されたんですけども、子どもたちはエアコンが効いた教室環境の中で安心して学校生活を送ることができました。

そこで、気になる電気代についてでございますけれども、単純な比較はできませんけれども、8月単月で昨年度、今年を比較いたしますと学校間で差異はあるものの、小学校5校全体で1.75倍、中学校でも同様に1.75倍というような数値になっています。

昨年の夏で考えますと、大体3か月ぐらい夏場エアコン使いますけれども、平均しますと大体1.3倍から1.8倍程度というふうになっています。ただし、年間で見えていきますと、一昨年、エアコンがついていなかった時期と昨年1年間を比較しますと、小学校では1.12倍、中学校では1.03倍ということで、エアコンを設置した割にはあまり電気代が上がっていないということが言えるかと思えます。

それは、1つには省エネタイプのエアコンを設置させていただいたというのがございますけれども、工事をする際には集中コントロールシステムというものを使っておりまして、職員室で全てが管理できるようになっています。ですから、各教室で勝手に電源を入れたりとか温度設定を変えたりとか、こういったことが全くできないという仕組みになっています。

また、デマンドコントロールといいまして、最大電力量をピークに達したら自然と抑制がかかるような仕組みになっています。また、教育委員会におきましては、小中学校の空調設備の運用指針というのをつくりまして、事細かに稼働の時期であったり、時間帯、温度設定など規定を設けまして、各学校のほうには、これを厳守するよという事で指導を行っております。そうした中で、電気代抑制にもつながっているのではないかなというふうに思っているところです。

今後も子どもたちの健康に留意しながら適正な運営のほうに努めてまいりたいというふうに思っているところです。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 大幅な増額にならないことが本当に安心されました。

そこで、国のほうで小中学校の教室にエアコンの電気代の支援について、普通交付税での算定により、冷房施設に係る光熱水費として約69億円を措置する内容を盛り込んだ地方交付税改正法案が閣議決定されたと聞き及んでおります。その後、この内容についてどのように推移したか、御存じであれば教えていただければと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 今、お話がありました学校のエアコンの電気の使用料について、確かに令和元年度の地方交付税の中で措置がなされております。

文科省の地方財政室のほうが発行しております、この地方交付税の単位費用積算基礎の令和元年度版の中にも本年度の使用改定内容といたしまして、冷房設備の設置が推進されることを踏まえ、冷房設備の光熱水費を措置したことということになっておりまして、具体的には、児童1人当たりの単位とするもので、光熱水費に限ったものではないですけれども、印刷製本費、また、体験活動費を含んだところで一昨年と比べますと、小学校で68万円、中学校で72万円増額となっています。

これを当町に当てはめると、小学校で行くと220万、中学校で行くと135万円という金額が交付税として措置されているものと考えられます。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 次、行きますと、今度、管財課になるのでしょうか、不動産売払い収入の件についてお聞きします。

今回、補正で町有地売払い収入で1,761万円増額補正になっておりますが、合計で

3,046万円の売払い収入になっております。それに合わせて歳出のほうで、土地取引あっせん手数料が68万計上されていますが、何件のあっせん手数料が発生したのか、何件、町有地の売払いを行ったのか、その点、お聞きします。

○議長（古賀ひろ子君） 矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久君） お答えします。

歳入のほうでは、確かにお話のとおり合計で3,046万円の金額となっております。こちらにつきましては、宇美中央二丁目3272の1外という地番で、実は公売公告を行いまして、こちらが本年の10月23日に公売公告を実施しております。

公売の予定価格といたしましては、2,470万円、面積は892平米で雑種地でありました。こちら1者応札がありまして、入札日として11月の6日、相手方としましては福岡市南区野間の合同会社ブルズという企業のほうに売渡しが完了しています。

落札額は2,471万円でございます。この際に、あっせん手数料、要するに仲介で紹介に入られた方がおられます。このあっせんに関しましては、通常あっせんの行為が行われた場合に、町内業者になります。2.5%のあっせん手数料をお支払いするという形になりますので、この公売のまず2,471万円に対してのあっせん手数料が発生したということになります。これ、歳出のほうで、あっせん手数料で68万円を計上させていただいていると思います。

この1件分ということになります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第69号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

14時02分散会
